

教育財産の用途廃止について

平成31年 2月21日
企画管理室・学校支援課

1. 概要

廃校等に伴い学校その他の教育機関の用に供さない状態となっていたものの、教育財産として教育委員会が管理を続けてきた下記の施設について、奈良県公有財産規則第13条第2項に基づき、教育財産としての用途を廃止し、総務部長への引継ぎを行う。

なお、今後新たに学校その他の教育機関としての用を廃止する施設が生じた場合は、速やかに総務部長への引継ぎを行うものとする。

2. 該当施設（名称は廃止時のもの）

- ・奈良工業高等学校
- ・山辺高等学校職員宿舎
- ・志貴高等学校
- ・高田東高等学校
- ・御所東高等学校
- ・大淀寮
- ・吉野寮
- ・吉野高等学校西河寄宿舎

3. 廃止手続きの流れ（〔 〕内は奈良県公有財産規則の該当条項）

- ① 該当施設の管理を行っている学校その他の教育機関の長（規則上の分任管理者）から教育次長（規則上の行政財産管理者）への用途廃止の協議〔第13条第1項〕
- ② 教育次長から総務部長への用途廃止の協議〔第6条第3項〕
- ③ 総務部長の承認（普通財産への変更）
- ④ 学校その他の教育機関の長から総務部長への公有財産異動の報告〔第26条第1項、第2項〕

4. 実施時期

総務部管財課との事前協議が完了した施設から順次実施する。

5. その他

用途廃止を行い普通財産としたものの、行政能率の向上等の観点から引き続き教育委員会が管理した方が良くと総務部長が判断した施設については、地方自治法第180条の2に基づく委任もしくは補助執行の形で教育委員会が管理する場合がある。

なお、教育委員会が管理することとなった場合は、当該施設の管理に適していると考えられる学校その他の教育機関の長に対し、教育長が当該普通財産の管理を命じる形とする。

以 上